

森林計画推進事業（拡充）

【平成30年度概算決定額 301,390（299,840）千円】

対策のポイント

森林計画の適切な策定等に必要な森林情報の整備等を図り、森林の計画的な整備・保全を推進します。

<背景／課題>

- ・森林計画を適切に策定及び実施するためには、森林情報を的確に把握することが重要です。
- ・平成28年5月の森林法改正においては、市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を作成する仕組みが創設されました。施業集約化を推進するためには、林地台帳の所有者・境界の情報とともに、精度の高い森林資源情報の把握・提供を行うことが重要です。

政策目標

民有林において一体的なまとまりを持った森林を対象に作成される森林経営計画の作成率（28%（平成26年度）→60%（平成32年度））

<主な内容>

1. 市町村森林所有者情報活用推進事業

平成31年4月の林地台帳制度の本格運用に向け、市町村が林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備や、林地台帳地図を効果的に整備・活用するための空中写真等の森林空間データの整備等に対して支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：市町村等
事業実施期間：平成29年度～30年度

2. 地域森林計画編成事業

森林GISを活用した効率的かつ効果的な地域森林計画の編成や、施業集約化の担い手等に精度の高い森林資源情報の提供を行うため、都道府県が行う森林GISにおける空間情報（空中写真・衛星画像）の整備や、森林簿や森林計画図等の森林資源情報の精度向上の取組に対して支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：都道府県
事業実施期間：平成29年度～33年度

3. 森林経営計画認定事業

森林経営計画の農林水産大臣認定に当たっての審査に必要な現地調査について、地域の森林・林業を適確に把握している都道府県に委託して実施します。

補助率：委託
事業実施主体：都道府県
事業実施期間：昭和44年度～

[担当課：林野庁計画課]